

ガイドラインについてのフリーディスカッション
意見の概要

ガイドラインの対象について

V F M等について

- ・目下のところはV F Mが大きな問題。
- ・V F Mの基準又は基準となる考え方を一日も早く出す必要がある。
- ・V F Mについての考え方が最優先事項。いろいろなケースや考え方がある。こうしたものを早く、いろいろ示す必要がある。
- ・いずれにせよV F Mが一番大事で、後は基本方針の「一」から「三」がガイドラインの中心。
- ・P F Iを一般の人に説明してもわかりにくい。V F Mを最優先すべき。
- ・民間の発案の場合、社会的便益をどう計るかが大きな問題。従来、事業者が事業者側の主張するところを出してきたが、最近は公共側の対応も随分改善した。しかし、それでもなお大きな問題。
- ・住民の立場から、公共サービスの質の評価をどう行っていくのが重要。

リスクについて

- ・自治体と話をしていると、リスクの分担の問題がよく出る。これは自治体として重要な問題。ただ、あまり細かくガイドしすぎても問題があろう。

公表について

- ・「透明性の確保」について、どういう資料を公表するのかを示してほしい。公表の在り方については、住民の信頼を得るための手段として考えてほしい。
- ・民間事業者の選定結果の公表についてはタイミングの問題があり、これは重要な意味を持つ。やや早めの時期に公表されるようになればよい。
- ・特定事業選定の評価内容の速やかな公表については、自治体との話を踏まえると、これをガイドラインとして示すことの優先順位は高いと考える。

運営サービスについて

- ・ P F I 事業の対象としては、箱ものが考えられがち。運営というサービスの提供についても念頭においてガイドラインを検討することが必要。
- ・ 建設に管理まではついていても、サービスを独自にとりあげるという発想は、従来みられなかった。例として取り上げる必要あり。
- ・ P F I 法の規定も「公共施設等」となっており、施設がイメージされるのはやむを得ないが、運営についてのイメージがないし、民間もどこをイメージしてよいのかという問題があるので、運営という点にも焦点を当てるべき。

P F I 事業に向けての手順、プロセスについて

- ・ 自治体においては、P F I 事業の進め方の手順、プロセスについての理解に混乱がある。ガイドラインの中で手順、プロセスの方向性を出していくことが重要。実施方針発表の前にV F Mの比較をしなければならぬと理解している自治体が多い。実施方針を出した後、事業を選定しないということについて違和感があるようである。ガイドラインで示すべきではないか。
- ・ P F I 事業のプロセスについて理解されていないところがある。この辺が重要。
- ・ プロセスについて、知らない人は非常に誤解している。ただ、これはガイドラインの問題というよりも誰かが本などに書くべき問題か。

制度上の問題について

- ・ 公物管理の問題等民間が参入する上での問題がある。法制上の整備をどうしていくのか、ガイドラインになるのかどうか分からないがこうしたことも検討事項。
- ・ 本日の発言のなかには、自治体等事業主体がやりやすいようにするためにつくるガイドラインの話と規制緩和についてのガイドラインなり何らかの検討という話との二つの話があったと思うが、後者の規制緩和の推進のために何か作るかということについては慎重に考えた方がよく、この問題はガイドラインの中ということでは果たしていいのだろうかという気がする。
- ・ ガイドラインは手法、手続、規範に関する実務的な在り方の指針。事業実施

主体は様々な課題に苦労している。ガイドラインとして示すものの優先度が重要。実務上役に立つもので、公共の管理者が混乱しないようにするもの。基本方針の「一」から「三」の順でプライオリティを考えればよい。評価の在り方、VFMの評価、この中で重要度が出てくる。民間が参入する上での課題の話もわかるが、課題のことも念頭に置きつつガイドラインを策定すればよい。

- ・ガイドラインは法律をベースに作らないといけない。ただ、国税を考慮しなければVFMが変わってしまうようなケースがある。しかし、ガイドラインで法改正を行うべきとは言えない。法制度の問題は別途議論され、それを受けてガイドラインが変更されていくというふうに考えるべき。
- ・基本方針の「一」から「三」がガイドラインの中心。「四」は政府の決定する事項についての話。基本方針の「一」から「三」の中で議論し、規制緩和等の問題は、その過程で、まとめていべきものがでてくれば、出していくというのでよいのではないか。

ガイドラインの検討について

策定期間、優先順位について

- ・ガイドラインは手法、手続、規範に関する実務的な在り方。事業実施主体は様々な課題に苦労している。ガイドラインとして示すものの優先度が重要。実務上役に立つもので、公共の管理者が混乱しないようにするもの。基本方針の「一」から「三」の順でプライオリティを考えればよい。評価の在り方、VFMの評価、この中で重要度が出てくる。基本方針の「一」から「三」、サブにすると10個くらい。段階的にわかりやすい実務指針を策定していくべき。
- ・ガイドラインの発表を急がないと、既に出ている実施方針を単純に参考にして事業の検討が進められていく。
- ・社会的便益をみるのは非常に難しく、時間もかかる。100%のものは作れないが、早期にやるべき。
- ・英国ではパーツ、パーツでできあがった順で公表されている。適宜公表し、

またリバイスしていく。ガイドラインが全責任をもつというところまで詰めていくのはどうか。

ガイドラインの留意点について

- ・ガイドラインは、ガイドラインとはいえ、実際には事業のやり方を決めてしまうことになってしまう可能性が大きい。日本ではP F Iの実例がまだなく、いくつか幅広くこういうものもあるという形で示していくことが必要。これしかないというのでは恐ろしい。
- ・ガイドラインは、実施主体をある方向に導いてしまうものになる。ガイドしすぎても問題。
- ・ガイドラインはあまりガチガチな書き方ではなく、自治体のイニシアティブが発揮される「遊びしろ」が必要。

部会での検討の進め方について

- ・当面両部会合同で検討し、個々の問題が出てきたときにそれぞれ部会でやるというやり方がよい。
- ・部会、合同で議論していく方がいいと思う。いろいろな問題があり、合同だけではなく細分化も必要になる。委員の間でメール等での意見交換も考えられる。

ヒアリング等について

- ・基本方針は出たが、実務上の参考指針がない。自治体の話を幅広い人にヒアリングすべき。
- ・欠席した委員等による書面での意見の提出等、委員等の間でのオープンで透明な形の議論の中でまとめあげることが適当。
- ・公共部門の実態の聴取は絶対必要。自治体の報告書等から、その意見を吸い上げる。一般論では仕方がない。一般企業からもヒアリング必要。これも一般論ではなく、具体的な問題を聞くべき。
- ・既にいくつか案件が進んでいるので、ここに参加している者からどういう問題があったかヒアリングすることが適当。

- ・ 早急にかつ集中的に生の声を直接自治体からヒアリングすべき。それをもとに議論しなければならない。
- ・ 多様な意見を聞くのは趣旨としてはよいが、時間等の制約も考慮すべき。
- ・ 一般に意見を求めることについては、たたき台ができた段階でWeb上で意見を求めることが効率的。
- ・ 公共部門の実務上の意見をどうやって吸い上げていくか、この辺を何らかの形で強化していく必要がある。